



24 高教福第 463 号
平成 24 年 8 月 3 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

公立学校臨時的任用教職員の休暇制度の改正について（通知）

このことについて、「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」（平成 6 年人事委員会規則第 48 号）の一部改正に準じて、臨時的任用教職員の休暇制度を下記のとおり改正しましたので通知します。

つきましては、管内学校長に周知するとともに、適切な取扱いをしていただきますようお願いいたします。

記

1 改正内容

骨髄を提供する場合に加え、末梢血幹細胞を提供する場合にも特別休暇が取得できるよう、「骨髄提供」休暇を「骨髄又は末梢血幹細胞の提供」休暇に改める。

2 施行期日

平成24年8月3日

公立学校臨時的任用教職員取扱要綱

第1 目的

この要綱は、高知県教育委員会が任用する公立学校（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設を含む。以下同じ。）の臨時的任用教職員の任用、給与、服務その他の取扱いを明確にし、人事管理の適正を図ることを目的とする。

第2 定義

- 1 この要綱において臨時的任用教職員とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条第2項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号。以下「産休代替法」という。）第3条第1項及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項第2号の規定により任用した常勤の教職員をいう。
- 2 この要綱において市町村とは、市町村及び市町村の学校組合をいう。

第3 任用

- 1 臨時的任用教職員の任用を行うことができる場合
高知県教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、予算の範囲内で臨時的任用教職員を任用することができる。
 - (1) 職員の休職、停職、分べん休暇、育児休業、病気休暇又は長期研修により、当該学校の職員の職務を補助させる場合
 - (2) 職員を一時的に市町村等へ派遣するために、当該学校の職員の職務を補助させる場合
 - (3) 年度途中に職員が死亡し、又は退職したため、これを補充する場合
 - (4) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第6条及び第10条並びに公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）第7条及び第15条の規定による教職員定数が翌年度に減少する場合において、減少する定数の範囲内で真にやむを得ない事情により臨時的任用教職員を配置する必要があるとき。
 - (5) 臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に従事させる場合
 - (6) その他やむを得ない理由により、正式任用の教職員を配置できない場合
- 2 任用期間

臨時的任用教職員の任用期間は、1会計年度内で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地公法第22条第2項の規定により任用する場合
人事委員会の承認を受けて6月を超えない期間（必要がある場合は、人事委員会の承認を受けて更に6月を超えない期間で更新することができる。）
- (2) 産休代替法第3条第1項の規定により任用する場合
公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号）第12条第1項の表の12の項に規定する期間
- (3) 育児休業法第6条第1項第2号の規定により任用する場合
育児休業法第2条第1項に規定する期間のうち1年を超えない期間

3 職名等

臨時的任用教職員の職名等は、次のとおりとする。

職 名		配 属 先		任用にあたっての要件
		市町村立 小中学校	県立学校	
期限付職員	講 師	○	○	産休代替法第3条第1項及び育児 休業法第6条第1項第2号の規定 により任用された場合に限る。
	学 校 栄 養 職 員	○	○	
	事 務 職 員			
	実 習 助 手		○	
	寄 宿 舎 指 導 員			
賃 金 職 員	臨 時 職 員	○	○	

※県立学校には、高知市立商業高等学校の定時制及び高知市立養護学校を含む。

4 任用手続

(1) 臨時的任用教職員の任用の手続は、所管する校種に応じて小中学校課長、高等学校課長又は特別支援教育課長（以下「人事主管課長」という。）が行うものとする。

(2) 教員の臨時的任用の場合

教員の臨時的任用をしようとする場合には、市町村教育長又は県立学校長は、臨時的任用の必要性を証する書類を人事主管課長に提出するものとする。

ただし、その必要性を把握済みであること等により人事主管課長が必要ないと判断する場合には、提出を省略することができる。

(3) 教員以外の職の臨時的任用の場合

ア 市町村立小中学校の場合

市町村立小中学校において教員以外の職へ臨時的任用をしようとする場合には、小中学校課長は、任用しようとする者から直接又は市町村教育長を経由して、履歴書（別紙様式第2号）、健康診断書等の必要書類を提出させ、それらの書類に基づいて任用の手続を行うものとする。

イ 県立学校の場合

県立学校において教員以外の職へ臨時的任用をしようとする場合には、校長は原則として任用開始希望日の5日前までに、下記(7)又は(4)の書類を人事主管課長に提出するものとする。

(7) 新たに臨時的任用教職員として任用する場合

申 請 書（別紙様式第1号） 1部

履 歴 書（別紙様式第2号） 1部

任用調書（別紙様式第3号） 1部

※任用調書は、2月を超えて任用する場合（更新で2月を超える場合を含む。）に提出すること。

(4) 臨時的任用教職員の任用期間を更新する場合

申 請 書（別紙様式第1号） 1部

5 任用の決定

(1) 任用（任用期間の更新を含む。）が決定したときは、小中学校課長又は県立学校長は、人事異動通知書及び勤務条件説明書（別紙様式第4号）を速やかに臨時的任用教職員に交付するものとする。

(2) 臨時的任用教職員の勤務の開始に当たって、小中学校課長又は県立学校長は、「臨

時的任用教職員の勤務の心得」（別紙様式第5号）の記載内容を説明し、趣旨を徹底したうえで記名押印させ、その写しを当該臨時的任用教職員に交付するものとする。

第4 正式任用との関係

臨時的任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えられるものではない。

第5 給与等

1 給料等支給対象者（期限付職員）

臨時的任用教職員のうち、期限付職員に対しては、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の適用を受ける職員の例により給与を支給する。ただし、管理職手当及び初任給調整手当は支給せず、昇給は行わない。

2 賃金支給対象者（賃金職員）

臨時的任用教職員のうち、賃金職員に対しては、定数外職員取扱要綱（昭和31年10月15日付け31人第254号 総務部長通知）の適用を受ける職員の例により賃金等を支給する。

第6 退職手当

臨時的任用教職員の退職手当については、職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）の規定を適用する。

第7 旅費

臨時的任用教職員の旅費は、正式任用の教職員に準じて支給する。

第8 服務

- 1 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）は、講師、実習助手及び寄宿舍指導員たる臨時的任用教職員に適用又は準用される。
- 2 地公法第3章第6節（服務）の規定は、いずれも臨時的任用教職員に適用される。
- 3 臨時的任用教職員の任用期間が更新された場合における地公法第31条及び第38条の規定並びに教特法第17条の規定の適用については、更新された任用期間の前後を通じ引き続き勤務したものとみなす。
- 4 臨時的任用教職員の勤務時間及び休日の取扱いは、正式任用の教職員に準じる。
- 5 臨時的任用教職員の休暇は、次のとおりとする。

(1) 年次有給休暇

臨時的任用期間の月数（1月に満たない日数は、15日以上を1月として扱う。）に1.6を乗じて得た数（1未満の端数は1に切り上げる。）に相当する日数とする。

※1 期間の計算については、民法（明治29年法律第89号）第143条に定める「暦による期間の計算」の例にならうものとする。

※2 任用期間の延長があった場合は、延長された期間を含む総期間で日数を算出し、既已取得した年次有給休暇がある場合は、その日数を差し引いた日数を付与する。

(2) 病気休暇

臨時的任用教職員のうち、期限付職員に対しては、病気休暇を与えることができる。病気休暇は、負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、日数は、任用期間に応じて次表に定めるとおりとする。

任用期間	～ 2月	2月1日 ～ 4月	4月1日 ～ 6月	6月1日 ～ 8月	8月1日 ～ 10月	10月1日 ～ 12月
------	---------	-----------------	-----------------	-----------------	------------------	-------------------

病気休暇日数	1	2	3	4	5	6
--------	---	---	---	---	---	---

- ※ 1 期間の計算については、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 143 条に定める「暦による期間の計算」の例にならうものとする。
- ※ 2 任用期間の延長があった場合は、延長された期間を含む総期間で上表に基づいて日数を算出し、既に取得した病気休暇がある場合には、その日数を差し引いた日数を付与する。

(3) 特別休暇

ア 夏期特別休暇

夏期特別休暇の日数は、7 月 1 日から 9 月 30 日までの 3 箇月間における任用期間（日数）に応じて次表に定めるとおりとし、7 月 1 日から 9 月 30 日の間において職員から請求があった場合に 1 日又は 4 時間を単位として承認するものとする。

任用期間	1 日 ～ 4 日	5 日 ～ 13 日	14 日 ～ 22 日	23 日 ～ 31 日	32 日 ～ 40 日	41 日 ～ 49 日	50 日 ～ 58 日	59 日 ～ 67 日	68 日 ～ 76 日	77 日 ～ 85 日	86 日 以上
特別休暇日数	0	4:00	1 日	1 日 4:00	2 日	2 日 4:00	3 日	3 日 4:00	4 日	4 日 4:00	5 日

イ その他の特別休暇

次表に定めるところによる。

原因	承認を与える期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による職員の著しい出勤困難	そのつど必要と認める時間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等の際の職員の退勤途上における身体の危険回避	同上
地震、水害、火災その他の災害による職員の現住居の滅失又は損壊等（地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。） ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	1 週間を超えない範囲でそのつど必要と認める期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	その都度必要と認める時間
選挙権その他公民としての権利行使	同上
女性職員の生理（生理日において勤務することが著しく困難である者が請求した場合）	そのつど必要と認める期間。ただし、2 日を超えないものとする。

骨髓又は末梢 ^{しょう} 血幹細胞の提供（職員が骨髓移植 ^{しょう} のための骨髓若しくは末梢 ^{しょう} 血幹細胞移植のための末梢 ^{しょう} 血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢 ^{しょう} 血幹細胞移植のため末梢 ^{しょう} 血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。）	そのつど必要と認める日又は時間
父母、配偶者及び子の祭日（父母、配偶者及び子の死亡後人事委員会が定める年数以内のものに限る。）	そのつど必要と認める場合において、1日（正式任用の教職員の例による。）
忌引	正式任用の教職員の例による。

（注）本表に掲げるもののほか、労働基準法（昭和23年法律第49号）その他の法令に定めのある休暇については、当該法令の定めるところによる。

この場合において、これらの休暇を取得した日等については、当該法令のほか別に定めのある場合を除き、給与等の支払はしない。

6 服務に関する事務手続

臨時的任用教職員の服務に関する事務手続は、正式任用の教職員に準じ取扱う。

第9 分限及び懲戒

臨時的任用教職員の分限及び懲戒については、次の各号に掲げるものを除き、正式任用の教職員の例による。

- (1) 地公法第27条第2項及び第28条第1項から第3項までの規定
- (2) 地公法第49条の規定及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）

第10 福利厚生

1 公務災害補償

臨時的任用教職員の公務上の災害又は通勤による災害については、期限付職員については地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）を、賃金職員については労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）をそれぞれ適用する。

2 健康診断

臨時的任用教職員の健康診断は、正式任用の教職員に準じて行う。

ただし、成人病予防精密検査（人間ドック）については、この限りでない。

第11 その他

- 1 この要綱に定める取扱いにより難い事情がある場合は、人事主管課長から教職員・福利課長に協議を行うものとする。
- 2 その他この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第12 施行日等

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第3の4に規定する臨時的任用教職員の任用の手続は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この要綱の施行に伴い、「臨時的任用職員の採用手続について」（昭和50年6月14

日付け 50 教高第 382 号)、「臨時的任用教職員の身分、給与、勤務時間その他の勤務条件等の取扱要綱」(昭和 53 年 9 月 9 日施行)及び「職員の任用手続について」(昭和 56 年 7 月 23 日付け 56 教高第 468 号)は、廃止する。

(附 則)

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の日前から同日以後まで引き続く特別休暇の期間については、なお従前の例による。

(附 則)

(施行期日)

この要綱は、平成 21 年 5 月 21 日から施行する。

(附 則)

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

(附 則)

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 5 月 14 日から施行する。

(附 則)

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 8 月 3 日から施行する。